

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

なお、本事業にかかる契約の締結は、令和6年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件にするものです。

令和6年1月22日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

在宅医療・介護連携推進事業支援業務委託

(2) 実施内容

区が実施する在宅医療・介護連携推進事業全般の業務支援として、在宅医療・介護連携推進事業に対する現状分析・課題抽出・施策立案、医療・介護連携推進協議会の資料作成、医療職・介護職の連携推進、在宅療養相談窓口のスキルアップ支援、在宅医療及びACP（アドバンス・ケア・プランニング：人生会議）の普及・啓発等、次の①～⑨の業務を実施する。また、業務の進捗確認や事業実施に向けた企画、課題検討を行うため、区の担当課及び関連所属と毎月1回、打合せを行う。

- ① 在宅医療・介護連携推進事業進行支援
- ② 医療・介護連携推進協議会等の業務支援
- ③ 在宅医療・介護連携推進担当者連絡会の運営
- ④ あんしんすこやかセンターの相談技術向上のための研修の実施
- ⑤ あんしんすこやかセンターと病院関係者との入退院連携に係る取組みの実施
- ⑥ 区の在宅医療・介護連携推進事業に対する現状分析、課題抽出及び対応策の検討
- ⑦ 死亡小票分析調査の実施及び報告書の作成
- ⑧ 在宅療養・ACPガイドブックの活用支援
- ⑨ 在宅療養・ACPガイドブックの改訂・印刷

(3) 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

※履行状況が良好と認められる場合は、予算の配当を条件とし、令和8年度まで新たな契約を締結することを認める。なお、契約は単年度ごとに締結するものとする。

2 参加資格

平成27年度の介護保険法改正により国から示された「在宅医療・介護連携推進事業」について、区市町村が主体となって取り組むこととされた医療と介護の連携に関する知識・経験があり、平成30年度以降に官公庁と在宅医療・介護連携推進事業に関連する契約の実績を有する法人であって、次に掲げる要件の全てに該当する事業者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しない者であること、及び同条第2項による措置を受けていない者であること。
- (2) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

- (3) 世田谷区契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年2月28日23世経理第709号）に定める入札参加除外措置要件に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の滞納がないこと。
- (6) 労働関係法令に違反していないこと。

3 提案書等の提案者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、資格の確認のみ行う。

4 提案書等を特定するための評価基準

- (1) 本件に類似・関連する事業の実績
- (2) 専門的知識に基づく企画提案内容の具体性
- (3) 実施体制
- (4) 見積金額の妥当性

5 手続き等

(1) 担当部課

〒154-8504 世田谷区世田谷4丁目21番27号

世田谷区保健福祉政策部保健医療福祉推進課 事業担当

（世田谷区役所第2庁舎2階、23番窓口）

電話：03-5432-2649 ファクシミリ：03-5432-3017

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間：令和6年1月22日（月）から令和6年2月2日（金）午後4時まで

場所：上記（1）担当部課

方法：窓口で説明書、及び、第9期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画素案、令和5年度在宅医療・介護連携推進マニュアル等参考資料を交付する。

（説明書は、区のホームページで閲覧可能）

ホームページ：<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/005/007/d00190014.html>

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法

期限：令和6年2月2日（金）午後4時まで必着

場所：上記（1）担当部課

方法：持参、または郵送（締切日必着。郵送は書留郵便に限る。）

※持参の場合は、必ず事前に電話予約の上、ご来所ください。

(4) 招請通知の送付

参加表明書により参加資格の確認を行い、参加資格を確認したものについて、2月5日（月）に招請通知を郵送する。

(5) 質疑応答

方法：所定の質問票に質問事項を記入の上、上記（1）担当部課へ電子メールにて提出する。

期間：令和6年2月5日（月）から16日（金）正午まで

回答：令和6年2月20日（火）午後5時までに、区から招請通知を送付した全事業者あてに電子メールで回答を送付する。

(6) 提案書等の提出期限、提出場所及び方法

期限：令和6年3月1日（金）午後4時まで必着

場所：上記（1）担当部課

方法：持参に限る

※提出に際しては、必ず事前に電話予約の上、ご来所ください。

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記5（1）担当部課に同じ。
- (6) 提案書類等の著作権は応募者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は、当該提案書類等の内容を無償で使用できるものとする。
- (7) 本提案に係る一切の費用については、すべて提案者の負担とする。
- (8) 正式な委託仕様書は、契約締結時において受託事業者と協議のうえ決定する。
- (9) 本プロポーザルは事業者の選定を目的とし、提案書の内容に区は拘束されないものとする。
- (10) 透明性、公平性を確保する観点から、本案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称、並びに提案書を特定した理由（審査経過等）については、世田谷区情報公開条例（平成13年3月13日、世田谷区条例第6号）の規定に基づき第三者に開示する場合がある。
- (11) 本件の成果物の著作権は区に帰属する。
- (12) 提案に係る一切の書類に虚偽があると認められた場合は、当該提案は無効とする。
- (13) 提出期限以後の参加表明書及び提案書の差し替え又は再提出は認めない。
- (14) 提案者から提出された書類は返却しない。また、審査に必要な範囲で複製することがある。
- (15) 提案書の提出後に2. 参加資格の要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。
- (16) 障害を理由とする差別の解消の推進への対応については、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する特記事項」（別紙）を遵守すること。
- (17) 参加事業者から文書により自社の評価結果について説明依頼がある場合は、提案書が特定された理由又は特定されなかった理由の説明として、当該事業者の順位、総得点及び評価基準項目ごとの得点を情報提供する。
- (18) 当該業務の委託契約の締結は令和6年度予算の配当を条件とし、候補者として選定された場合においても、予算の配当状況等によっては契約を締結しない場合がある。これにより受託者に生じた経費等の負担について、区は補償しない。